佐世保市教育委員会顕彰規則

平成　２年　９月　５日
教 委 規 則 第 １ ２ 号

（目的）

第１条　この規則は、本市の文化、スポーツ及び社会教育の振興と発展に貢献した個人又は団体の活動について、広く市民に顕彰することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（顕彰の対象者）

第２条　顕彰の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　文化の振興と発展に貢献し、その功績が顕著であるもの。

(2)　スポーツの振興と発展に貢献し、その功績が顕著であるもの。

(3)　社会教育の振興と発展に貢献し、その功績が顕著であるもの。

(4)　前３号に掲げるもののほか、前３号に掲げるものと同等の成績があったと認められるもの。

（顕彰の種類）

第３条　顕彰は、功労顕彰及び奨励顕彰の２種とする。

（顕彰の基準）

第４条　前条に規定する顕彰の基準は、教育委員会が別に定める。

（顕彰の時期）

第５条　顕彰は随時行う。

（顕彰の推薦等）

第６条　功労顕彰の基準を満たす個人又は団体を推薦しようとする者は、顕彰推薦書（様式１号）を教育委員会に提出するものとする。

２　奨励顕彰を受けようとする個人又は団体は、指定する期日までに、顕彰申請書（様式２号）に、必要な書類を添えて、教育委員会に提出するものとする。

（被顕彰者の決定）

第７条　教育委員会は、顕彰の推薦等があったときは、当該推薦等の内容を精査し、被表彰者を決定する。

（顕彰の方法）

第８条　顕彰は、次の各号に掲げるいずれかの方法によって行う。

(1)　市ホームページへの紹介文掲載

(2)　顕彰名簿への登載

(3)　市広報動画での配信

(4)　顕彰状の交付

（委任）

第９条　この規則の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

附　則

この規則は、平成２年４月１日から施行する。

附　則（平成31年４月26日教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年１２月１日から施行する。

附　則（令和６年11月29日教委規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。